

浄化槽使用料の料金改定について

～平成 23 年 5 月分（4 月使用分）から使用料金が改定されます～

○ 現行の浄化槽事業の 1 年間における支出と収入について



【支出】

・ 維持管理費
浄化槽が機能を充分発揮するように 2 ヶ月に 1 回の保守点検、年 1 回の清掃、年 1 回の法定検査を行うよう浄化槽法で定めてあります。これにかかる費用が維持管理費であり東陽、泉地区においては市が行っております。維持管理費については 100%が使用料対象経費となります。

・ 資本費の一部
浄化槽を設置する際に国から借金をしていますが、その借金の元利償還金のことを資本費といい、毎年、元金利子の償還を行っております。公費で負担する部分を除いた分が使用料の対象となります。

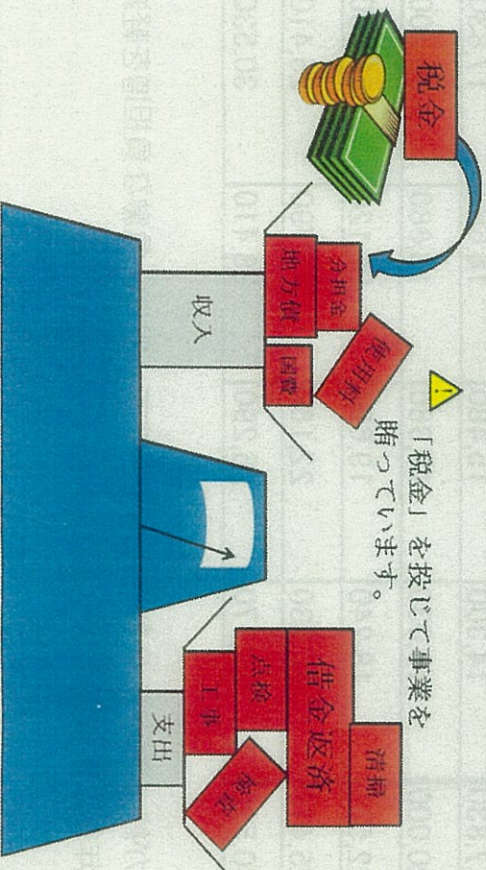
※維持管理費と資本費の一部を足したものが **使用料対象経費** となります。

【収入】

・ 使用料収入
浄化槽使用者の皆様から毎月お支払いいただく使用料収入 1 年間の合計です。

・ 収入不足
使用料対象経費－使用料収入＝収入不足です（赤字）。

※現在の使用料では使用料対象経費の約 6 割しか賄っておりません。残りの約 4 割は一般財源（市民の税金）から補填されています。



一般財源（市民の税金）からの補填を減らせるよう使用料を見直していきます。



経営状態をイメージ化

○浄化槽の維持管理費はどのくらい掛かるのでしょうか。

※5人槽で考える

年間の維持管理

保守点検	年6回	12,600円	月換算すると...
清掃	年1回	43,160円	
法定検査	年1回	3,800円	
合計	年間	59,660円	

↓

4,972円

個人で浄化槽を設置された方は5人槽で毎月換算4,972円負担されています。現行では東陽地区、泉地区において料金体系が異なっております。

浄化槽の維持管理は人槽規模で業務料金が設定されていますので現行の泉の算定方式である人槽制に統一したうえで新料金を設定しました。

○浄化槽使用料の現行・改正比較表

泉地区

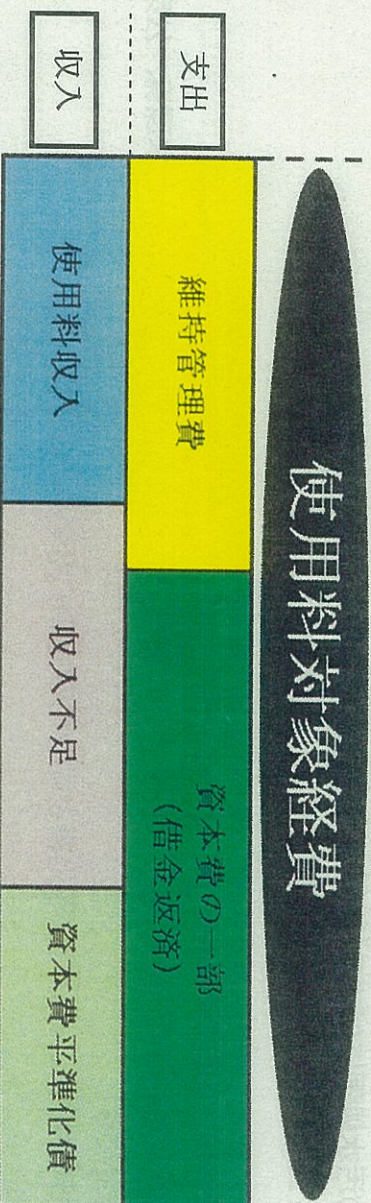
人槽区分	現行 使用料	改定額	平成23年度 特例措置額	平成24年度 特例措置額	平成25年度 特例措置額	平成26年度
5	3,360	4,500	3,650	3,940	4,220	4,500
6	3,460	4,580	3,740	4,020	4,300	4,580
7	3,570	4,700	3,860	4,140	4,420	4,700
8	3,780	4,990	4,090	4,390	4,690	4,990
10	3,990	5,320	4,330	4,660	4,990	5,320
11～15	6,510	8,700	7,060	7,610	8,160	8,700
16～20	7,980	10,660	8,650	9,320	9,990	10,660
21～25	9,970	13,300	10,810	11,640	12,470	13,300
26～30	11,550	15,660	12,580	13,610	14,640	15,660
31～35	13,120	17,830	14,300	15,480	16,660	17,830
36～40	14,700	20,000	16,030	17,360	18,680	20,000
41～45	16,800	22,560	18,240	19,680	21,120	22,560
46～50	18,900	25,410	20,530	22,160	23,790	25,410
60	22,050	30,530	24,170	26,290	28,410	30,530

これによって税金の赤字補填分が約4割から2割に削減できます。但し、急激な負担増を軽減するために特例措置を設けて、4年後に新料金となります。

農業集落排水処理施設使用料の料金改定について

～平成 23 年 5 月分（4 月使用分）から使用料金が改定されます～

○ 現行の農業集落排水事業の 1 年間における支出と収入について



【支出】

・維持管理費

農業処理場の運転管理に直接要する経費のほか管渠やマンホールポンプの維持補修等があり、100%使用料対象経費となります

・資本費の一部

先行投資した農業処理場や各戸を結び管渠やマンホールポンプを整備するのに要した地方債（すなわち借金）の元金と利子の償還金のことを資本費といいます。公費で負担する部分を除いた分が使用料の対象となります。

※維持管理費と資本費の一部を足したものが **使用料対象経費** となります。

【収入】

・使用料収入

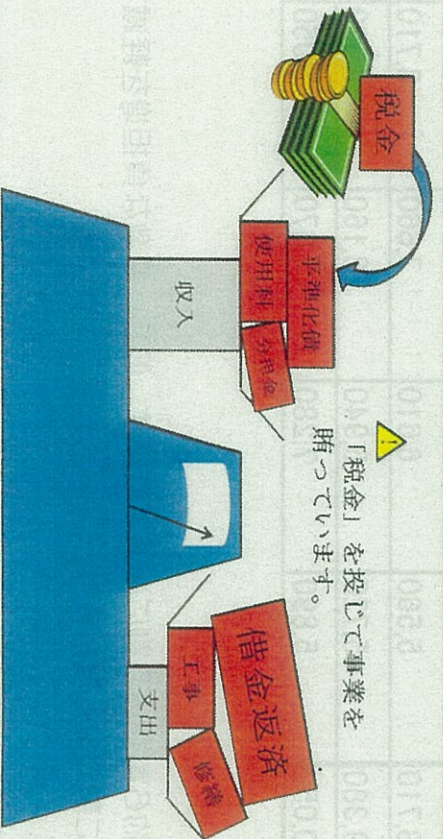
農業使用者の皆様から毎月お支払いいただく使用料収入 1 年間の合計です。

・収入不足

使用料対象経費－使用料収入＝収入不足です（赤字）。

※現在の使用料では使用料対象経費の約 4 割しか賄っておりません。残りの約 4 割を資本費平準化債、約 2 割は一般財源（市民の税金）から補填されています。

資本費平準化債とは…一般財源からの補填だけでは借金を返済できないためその不足分を借入しています。いわゆる借金を返すための借金であり元金利子を含めた返済が必要です。借りた分だけ借金の先送りとなり、将来の子供たちに負担させることとなります。



資本費平準化債と一般財源（市民の税金）からの補填を減らせるよう使用料を見直していきます。

経営状態をイメージ化



○改定料金（一般世帯抜粋）

- ・ 上限の廃止
 現行の使用料金では基本料金 1, 500円＋世帯員数×500円となっており 6 人世帯以上は料金が 4,500 円で固定となっております。家族が多ければ多いほど処理場に流れ込む汚水の量も増えるため汚水処理に対する経費が大きくなります。
 よって上限が廃止となりました。

・ 浄化槽事業との均衡を図る
 今回、浄化槽の使用料も改定となりました。農集も浄化槽も目的は汚水の浄化と水環境、公衆衛生の保全です。
 農集の料金設定においては浄化槽と同等の改定率になるように設定しました。

○農業集落排水処理施設使用料の現行・改正比較表

① 特例措置基本料金等一覧表

※6人世帯以下のみなさま

	現行使用料	改定額	平成23年度 特例措置額	平成24年度 特例措置額	平成25年度 特例措置額	平成26年度
基本料金	1,500	2,010	1,630	1,760	1,890	2,010
世帯員割	500	670	550	590	630	670
業務料金	1,000	1,340	1,090	1,180	1,260	1,340
その他の料金	300	400	330	360	380	400

② 使用料限度額廃止にかかる特例措置一覧表

※7人世帯以上のみなさま

世帯員数	現行使用料	改定額	平成23年度 特例措置額	平成24年度 特例措置額	平成25年度 特例措置額	平成26年度
7	4,500	6,700	5,050	5,600	6,150	6,700
8	4,500	7,370	5,220	5,940	6,660	7,370
9	4,500	8,040	5,390	6,280	7,160	8,040
10	4,500	8,710	5,560	6,610	7,660	8,710
11	4,500	9,380	5,720	6,940	8,160	9,380
12	4,500	10,050	5,890	7,280	8,670	10,050

これによって税金の赤字補填分が約6割から5割に削減できます。但し、急激な負担増を軽減するための特例措置を設けて、4年後に新料金となります。